

第5 企画広報・助成・提言活動の推進

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
1 調査研究・企画活動の強化		
（1）福祉問題の調査研究の計画的推進		
①総合企画委員会や各部署における調査研究活動の推進		
ア. 総合企画委員会や各部署における調査研究活動の活性化	総合企画委員会や各部署の実施事業において、必要な調査研究活動に取り組み、県内の福祉課題を適切に把握し、対応策を検討する。 また、局内プロジェクトをはじめ、必要に応じて迅速に部署横断的な取り組みを実施し、福祉課題の把握や先駆的な取り組み等を進め、課題解決を図る。 また、本会が実施する各事業の推進を通じ「持続可能な開発目標（SDGs）」を推進する。	県内の福祉課題を適切に把握するとともに対応策を検討することで、効果的な課題解決のための事業展開や政策提言などの取り組みにつなげることができる。 本会事業を通じて「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に寄与することができる。
※ イ. 県社協第5次地域福祉活動総合計画の進捗管理	「沖縄県社協第5次地域福祉活動総合計画」の着実な実施に向けた進捗管理を行う。	第5次総合計画の進捗管理を実施することで、県民のニーズに対応した事業を効果的に推進することができる。
2 福祉政策への提言・要請活動の強化		
（1）福祉施策の立案・提言活動の展開		
①予対協との連携強化をはじめとした効果的な提言・要請活動の推進		
ア. 県社会福祉施策・予算対策協議会（予対協）による調査研究、要請活動等の実施	本会が事務局を担う予対協との連携のもと、福祉施策・予算についての調査研究に基づき要請事項を取りまとめるとともに、県子ども生活福祉部との意見交換を行う。 必要な社会福祉施策や予算措置に関し、「令和5年度沖縄県福祉施策・予算に対する要請書」を取りまとめ、県、市町村等へ要請活動等を行う。	県及び市町村に対し要請活動を実施することで、施策の充実・予算の確保が図られる。
②県等の各種審議会・委員会への参画を通じた政策提言		
ア. 県等の各種審議会・委員会等への参画を通じた政策提言	県振興審議会や社会福祉審議会専門分科会等の各種審議会・委員会への参画を通じ、県社協の立場から福祉課題等への積極的な政策提言等を行う。	審議会・委員会において、福祉施策の検討・協議の段階から参画することにより、本会の目指す基本理念の実現を公的施策に反映させることができる。
3 広報・啓発及び情報提供機能の強化		
（1）福祉に関する広報・啓発及び情報提供機能の充実		
①広報誌・ホームページ・各種大会等を通じた情報発信の強化		
ア. 第65回沖縄県社会福祉大会の開催	県及び県共同募金会との共催により「第65回沖縄県社会福祉大会」を10月26日に沖縄コンベンションセンターにて開催する。大会では、福祉分野の顕彰や大会宣言の採択、記念講演等を実施し、県民への啓発活動を図る。	福祉関係者をはじめ一般県民に対し今日の福祉課題について啓発を行うことにより県内の社会福祉の推進につながる。
イ. 「福祉情報おきなわ」の発行	県内の先駆的な取り組みや本会が実施する事業等を掲載した本会広報誌「福祉情報おきなわ」を年6回発行し、関係機関・団体等へ配布するとともに、本会ホームページを活用して発信し、県民への社会福祉の普及啓発を図る。	広報誌での情報提供を通じて、本会事業や社会福祉についての理解・関心を高めることができる。

実施事業	事業概要	期待される効果（目標）
ウ. ホームページ・SNS等を通じた情報発信	本会事業をはじめ、県内外の福祉活動や福祉施策・制度の動向等の情報発信を行うとともに、分かりやすく、見やすいホームページになるよう随時改善・充実を図る。あわせて、SNSを活用して、広くタイムリーな情報発信を行う。	本会ホームページやSNSを通じて、広く県民に対して、本会の各種事業や社会福祉に関する活動、県内外の社会福祉の動向等の周知が図られる。
②社会福祉ライブラリーの情報発信等の強化		
ア. 社会福祉ライブラリーの充実強化	ホームページ等を活用した県民への蔵書リクエスト調査を実施するとともに、福祉関係図書等の蔵書増や専用ホームページの充実、利用・貸出体制の強化を図る。 また、利用案内のチラシを作成・配布し、福祉関係者や学生及び一般の方々への利用促進を図る。	広く一般県民へ福祉図書を貸出することにより、福祉に関する情報提供と理解促進が図られる。
4 資金助成による活動支援の推進		
（１）社会福祉振興基金助成事業の効果的な運用		
① 申請事業の適正な資金助成による活動支援		
ア. 適正な団体選定と審査による的確な活動支援	福祉事業を実施する社会福祉団体、NPO法人等に対して事業の実施、大会開催、研修派遣等にかかる費用の助成を行い、団体の育成や強化等の活動支援を行う。 また、他団体・地域のモデルとなる先駆的、開拓的な地域活動で、公的制度では対応できない公益的な活動を行っている民間福祉団体等に対し助成を行う。 【一般団体助成】 22団体49事業（総額 17,000千円） 緊急小口助成 1,722千円（1件につき上限30万円） 【地域福祉活動モデル助成】 5団体5事業（総額2,500千円）	財政基盤が脆弱な民間福祉団体等に対し、資金助成の支援を行うことにより、団体の育成及び強化を図ることができる。 また、先駆的・開拓的な事業を助成支援することにより、その成果を他団体へ波及させ、福祉活動の発展につなげることができる。
② 事業周知の強化と対象団体の掘り起こし		
ア. 事業周知の強化と対象団体の支援	県内各種助成団体と連携して、助成事業のより良い活用に向けて情報交換や広報紙・ホームページ等を活用した広報の強化に努め、本会助成事業の周知啓発、利用促進を図る。	助成事業を広く周知することで新たな福祉ニーズの掘り起こしを図ることができる。 また、県内の助成機関と連携し、各助成団体の助成金やその活用状況等について情報の共有を図ることにより、効果的な資金の活用や対象団体の掘り起こし等につなげることができる。
（２）民間助成に関する情報提供と活用支援		
①民間助成に関する各種情報提供及びその活用に向けた支援		
ア. 民間助成に関する情報提供及び活用に向けた支援	県内外の民間団体等が行う助成事業の情報収集・整理を行い、本会ホームページへ掲載する。 また、前年度に行われた助成事業の一覧表を作成し、福祉関係機関へ配布し、周知を図る。	活動資金を必要としている県内の福祉団体に対して、助成金情報の提供や活用支援等を行うことにより、地域の課題に応じた福祉活動の推進が期待される。